

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人重田教育財団 代表理事 重田康光
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門3-18-6 朝日虎ノ門マンション314
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年3月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社光通信
証券コード	9435
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	公益財団法人重田教育財団
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門3-18-6 朝日虎ノ門マンション314
事務上の連絡先及び担当者名	公益財団法人重田教育財団 辻駿
電話番号	03-6277-2972

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.02
訂正される報告書の報告義務発生日	2023年4月26日
訂正箇所	(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約の訂正

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、株式会社光パワーとの間で、
令和5年3月22日に「株券等貸借取引に関する基本契約書」及び
「付属覚書」を締結し、
「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」に基づき、
「個別取引明細書」に記載の通りに
令和5年3月28日に実行致しました。
当該取引に関する「個別取引明細書」は、以下の通りとなります。
契約の相手方：有限会社光パワー
対象株式の数量：4,000,000株 普通株式
提出者は、野村信託銀行株式会社との間で、
上記の契約に基づき、令和5年3月29日に「通知書」の通りに実行致しました。
令和5年3月29日 野村信託銀行に株式会社光通信株式4,000,000株を預託
提出者は、野村信託銀行株式会社との間で、
下記の通り、令和5年4月26日に信託財産の払出を実行致しました。
令和5年4月26日 野村信託銀行から提出者へ株式会社光通信株式4,000,000株を払出

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、有限会社光パワーとの間で、
令和5年3月22日に「株券等貸借取引に関する基本契約書」及び
「付属覚書」を締結し、
「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」に基づき、
「個別取引明細書」に記載の通りに
令和5年3月28日に実行致しました。
当該取引に関する「個別取引明細書」は、以下の通りとなります。
契約の相手方：有限会社光パワー
対象株式の数量：4,000,000株 普通株式
提出者は、野村信託銀行株式会社との間で、
上記の契約に基づき、令和5年3月29日に「通知書」の通りに実行致しました。
令和5年3月29日 野村信託銀行に株式会社光通信株式4,000,000株を預託
提出者は、野村信託銀行株式会社との間で、
下記の通り、令和5年4月26日に信託財産の払出を実行致しました。
令和5年4月26日 野村信託銀行から提出者へ株式会社光通信株式4,000,000株を払出